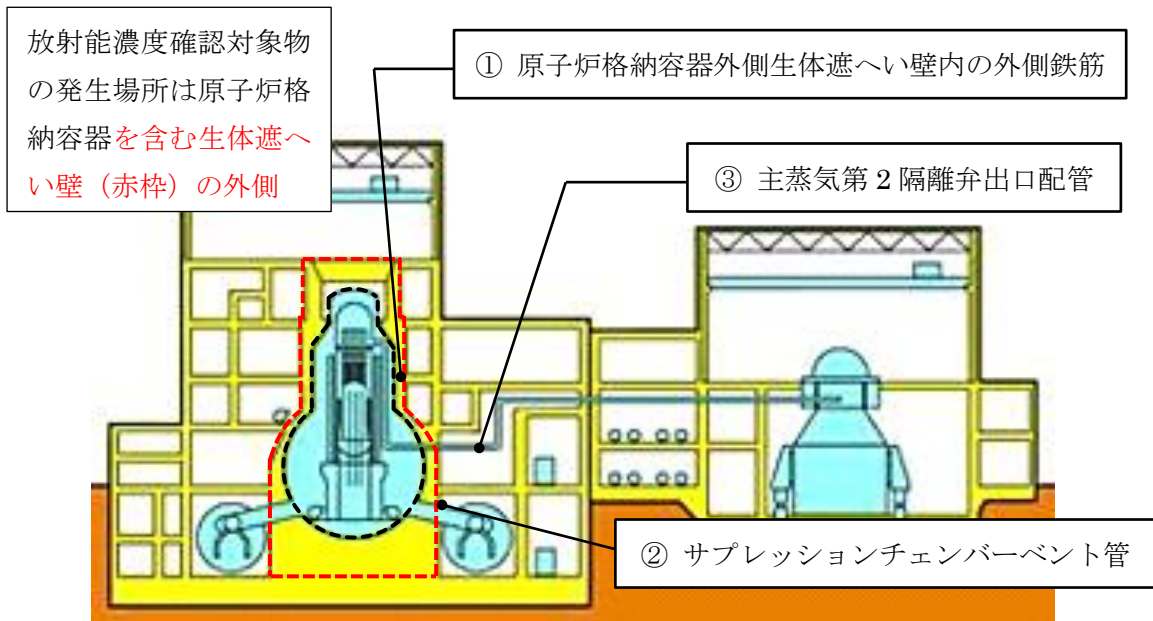


放射能濃度確認対象物の範囲について

No.	Page	質問・コメント等
22	本文 P6 (汚染の 状況)	直接線による放射化汚染の説明において「放射能濃度確認対象物は全て原子炉格納容器の外側にあるため」と記載されているが、どのような範囲を示しているか図で説明すること。

放射能濃度確認対象物の発生場所は、次の図の赤枠に示す領域（原子炉格納容器を含む外側の生体遮へい壁）の外側である。

また、本回答書の内容は認可申請書に反映する。



以上